## ○西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に 関する規程

制定 平成21年4月17日訓令第1号 改正 令和3年9月28日訓令第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西紋別地区環境衛生施設組合(以下「組合」という。)がごみ処理施設整備のために発注する建設工事及び調査・測量・建設コンサルタント等業務(以下「建設工事等」という。)を請け負うことを希望する者(以下「請負業者」という。)の資格審査及び指名等について必要な事項を定め、建設工事等の執行の適正な運営を図ることを目的とする。

(適用除外)

- 第2条 この規程は次に掲げる建設工事等については適用しない。
  - (1) 一般競争入札に付する建設工事等
  - (2) 災害の応急工事等で、特に緊急を要する建設工事等

第2章 請負業者入札参加資格審査申請

(資格審査申請書)

- 第3条 建設工事等を指名競争入札又は随意契約の方法により請け負うことを希望する者は、入札参加資格申請書を提出しなければならない。ただし、組合規約(昭和50年4月1日網振興第509号指令)第2条に掲げる組合を組織する地方公共団体(以下「組合市町村」という。)のいずれかに入札参加資格申請書と同等の申請書を提出した場合は、組合へ入札参加資格申請書の提出があったものとみなす。
- 2 前項の申請は隔年制とし、その受付期間は、当該申請を必要とする会計年度の前年度の2月1日から2月末日までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- 3 発注者は申請書を受理した時は、入札参加資格者名簿に登載しなければならない。
- 4 第1項ただし書きの規定により組合へ入札参加資格申請書の提出があったとする場合において、組合市町村の入札参加資格者名簿への登載により、前項の入札参加者資格者名簿に登載されたものとみなす。

第3章 建設工事請負業者資格審査会

(設置)

第4条 請負業者の適格性の判定及び格付けを行うため、建設工事等請負業者資格審査 会(以下「審査会」という。)を置く。

(業務)

第5条 審査会は建設工事の入札参加を希望する請負業者について、別に定める審査基準に基づきその適格性を判定し、級別の格付を行うものとする。

(組織)

- 第6条 審査会は会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、組合長の属する組合市町村の副市町村長(以下「副組合長」という。)をもって充てる。
- 3 委員は、紋別市・滝上町・興部町・西興部村の組合職員の併任を受けた部課長、事 務局長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を任命することができる。 (会長)
- 第7条 会長は、審査会の会務を総理する。
- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職を代理する。 (会議)
- 第8条 審査会は、毎年3月に開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。
- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(格付名簿)

- 第9条 審査会が請負業者の格付を決定したときは、当該請負業者を建設工事等請負業者級別格付名簿(以下「格付名簿」という。)に登載しなければならない。ただし、共同請負業者(経常建設工事共同企業体)については、別に格付名簿を作成し登載するものとする。
- 2 審査会が格付名簿に登載された請負業者の資格を取り消したときは、会長は当該請 負業者を名簿から抹消しなければならない。
- 3 格付名簿の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 建設工事

(設置)

第10条 建設工事等を指名競争入札及び随意契約に付する場合の請負業者の指名並び に請負業者の入札参加指名停止について審議するため、建設工事等請負業者指名委員 会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(業務)

第11条 指名委員会は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うために、建設工事等 及びこれに関連する工事又は、業務委託その他契約入札に係る指名競争入札の参加者 の指名及び指名停止に関する事項を審議するものとする。

(組織)

- 第12条 指名委員会は会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、副組合長をもって充てる。
- 3 委員は、紋別市・滝上町・興部町・西興部村の組合職員の併任を受けた部課長、事 務局長及び主幹をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を任命することができる。 (会長)
- 第13条 会長は、指名委員会の会務を総理する。
- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職を代理する。 (会議)
- 第14条 指名委員会の会議は、必要の都度開催する。
- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 指名委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(請負業者の指名)

第15条 指名委員会が、請負業者の指名を行う場合は、別表第1に定める基準に基づき 「格付名簿」「入札参加資格者名簿」及び「経常建設工事共同企業体名簿」に登載され ている者の中から指名しなければならない。

(指名停止)

第16条 請負業者の入札参加指名停止については、別表第2に定める指名停止基準に基づき審議する。

第5章 その他

(会長への委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、運営上必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第18条 審査会及び指名委員会の庶務は、事務局において行う。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月28日訓令第4号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。